

## ○競争的資金等の不正使用に係る調査委員会規則

(平成26年10月1日)

最終改正 平成28年12月 1日

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「当財団」という。）競争的資金等取扱規程第11条第3項の規定に基づき、競争的資金等の不正使用に係る調査を行うための調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(調査の開始)

**第2条** 競争的資金等取扱規程第4条第1号に定める最高管理責任者は、同規程第11条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる不正使用が疑われる案件について、調査を行う必要があると認めた場合には、委員会に調査を指示するものとする。

- (1) 通報等の情報の合理性が認められ、総務部が関係資料の検証を行った結果、不正使用行為が存在すると思料される案件
- (2) 監査等により、不正使用行為が存在すると思料される案件

(委員会の組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

3 委員は、前条第1号及び第2号の案件（以下「調査事案」という。）ごとに、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 当財団の職員等のうちから理事長が任命する者
- (2) 当財団の職員等以外の者のうちから理事長が委嘱する者
- (3) 当財団の職員等以外の者で、調査事案に係る専門分野の学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する者

4 委員の任期は、調査事案に係る措置が終了したときをもって終了するものとする。

(委員会)

**第4条** 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、その他委員会の会務を総理し難い事由があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の当財団の役員、職員その他の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議、検討を行う。
  - (1) 調査事案に係る調査に関する事項
  - (2) 調査事案に係る関係資料の保全措置その他の事項
- 6 委員会は、調査に当たって次の各号に掲げる事項を行うことができるものとする。
  - (1) 通報者、調査対象者その他の関係者からの聴取
  - (2) 通報等に係る関連資料等の調査
  - (3) その他調査にあたり合理的に必要な事項
- 7 関係者は、委員会の調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。
- 8 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(除斥事由)

**第5条** 委員会の委員その他本規則に基づき不正の調査に関係した者は、次の各号の一つに当たる場合は、委員会に出席し、又は決議に関与することができない。

- (1) 自己に関する事項が議題となるとき。
- (2) 自己に関する事項が議題となることが予想される場合、又は自己の利害関係者に関する事項が議題となる場合、若しくは、議題となることが予想される場合であって、委員長から出席の停止を言い渡されたとき。

(審理及び裁定)

**第6条** 委員会は、調査開始後、概ね60日以内に不正使用行為の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、審理し、裁定を行う。

- 2 裁定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 裁定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。また、公表事項について、調査対象者に意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。
- 4 委員会は、不正使用行為が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者の業務の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(関係機関との連絡協議)

**第7条** 委員会は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(決議)

**第8条** 委員会の議事は、原則として全会一致をもって決定するものとする。ただし、全会一致をもって決定することができないときは、数個の意見のまま決定し、又は少数意見を付して決定することができる。

(決議の通知)

**第9条** 委員会は、前条の決定内容を最高管理責任者へ報告するものとする。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、統括管理責任者を通じて、調査対象者へ結果を通知するものとする。

(異議申立て)

**第10条** 調査対象者は、理事長に対し、前条の通知日から14日以内に異議申立てを行うことができるものとする。

2 理事長は、前項の異議申立てがあったときは、委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとし、再調査の実施しないことを決定したときは、再調査を行わないとする理由を、調査対象者及び委員会に通知するものとする。

3 委員会は、前項の指示があった場合には、速やかに再調査を実施するものとする。

4 調査対象者は、再度の異議申立てを行うことはできない。

(守秘義務)

**第11条** 委員会の委員は、本規則に基づく不正使用に係る調査及び審理により知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(配分機関への報告)

**第12条** 理事長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

2 理事長は、調査の終了前であっても、配分機関が求める場合は、調査の進捗状況の報告等を行うものとする。

3 理事長は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(庶務)

**第13条** 委員会の庶務は、総務部が行う。

(補則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、競争的資金等の不正使用に係る調査の手続き等及び委員会の運営に関し必要な事項については、別に定めることができる。

**附 則**

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年12月1日から施行する。